

## 日高市総合福祉センター壁面ギャラリーの利用に関する規約

令和 5年 2月 27日 事務局長決裁

令和 5年 3月 1日 施行

令和 6年 2月 1日 一部改訂

### 1 趣旨

この規約は、日高市総合福祉センターの壁面のうち、指定管理者が指定する箇所(以下「壁面ギャラリー」といいます。)に創作物等(以下「展示物」といいます。)の展示を行うために利用することについて、必要な事項を定めるものです。

### 2 利用者

利用者は、以下の区分とします。

#### (1) 指定団体利用

日高市における文化的な発展を目的として組織的に活動している次の団体を指定団体とします。

① 日高市絵画連盟 ② 日高市書道連盟 ③ 日高市写真連盟

#### (2) その他サークル、個人利用

上記指定団体以外でも利用することができます。ただし、構成メンバーに日高市在住者がいることを条件とします。

### 3 利用にかかる同意

利用者は、壁面ギャラリーの利用前にこの規約を必ず確認し、この規約に同意したうえで利用してください。

なお、壁面ギャラリーの利用を申請した場合は、この規約に同意したものとみなします。

### 4 利用方法

(1) 利用者が自ら展示と撤収を行います。

(2) 指定管理者が用意する展示器具等を利用していただきます。(返却時に所有者が分からなくなるため、フック等の持ち込み不可とします。)

(3) 展示は指定管理者が指定する展示スペースの範囲内とし、作品の大きさは、展示箇所下部に設置の手すりからおおむね 20 センチメートル幅以上の余裕を確保できるものとしてください。

(4) 作品の重量は、壁面ギャラリーに既設のピクチャーレール及び指定管理者が貸出するフックやワイヤの耐荷重の範囲内とします。

(5) 作品には、キャプション(作品名、作者名、その他必要に応じて追加する情報)

を付けてください。

- (6) 画びょうやテープ、接着剤等を利用した展示はお断りします。ただし、キャプションについては、テープでの貼付を認めます。
- (7) 作品の展示と撤収の際には、管理上の理由から、必ず総合案内にて確認表（別に様式あり）を受け取り、作業終了後に必要事項をチェックのうえ提出をお願いします。

## 5 禁止展示物

次の各号に該当する場合は、展示を認めません。

- (1) 公職選挙法等、法令に違反するもの
- (2) 作品の販売を目的としたもの
- (3) 特定の宗教の布教や政党の支持、商品やサービスの販売等の営利行為を目的としたもの
- (4) 人の名誉を毀損し、又は侮蔑するおそれのあるもの
- (5) わいせつな内容を表示しているもの
- (6) 明白に虚偽の内容を表示しているもの
- (7) その他指定管理者が不相当と判断したもの

## 6 展示期間

展示期間は区分ごととし下記の期間内とします。（年度ごとに指定管理者が指定します）

なお、展示期間には、作品の展示及び撤収に要する日数を含みます。

また、展示期間の自至期日が休館日にあたる場合は、自期日については翌営業日、至期日については直近の前営業日までとします。

### (1) 指定団体展示

- ① 日高市絵画連盟（自4月1日至5月31日）
- ② 日高市書道連盟（自7月1日至8月31日）
- ③ 日高市写真連盟（自10月1日至11月30日）

### (2) その他サークル、個人利用

- ① 第1期（自6月1日至6月30日）
- ④ 第2期（自9月1日至9月30日）
- ⑤ 第3期（自12月1日至12月27日）
- ⑥ 第4期（自3月1日至3月31日）

(3) 総合福祉センターの所蔵品展示等

1～2月末

※ 実際の作品展示期間は利用者の任意の期間としますが、壁面ギャラリーには利用名と展示期間を（展示：〇〇会、期間：〇月〇日～〇月〇日）というように明示してください。

## 7 展示の申請

(1) 指定団体展示

6（1）で定める展示期間の自期日の2週間前までに別紙様式1を窓口へ提出してください。

(2) その他サークル、個人利用等

6（2）に記載の各期における利用期間の自期日の3カ月前当日から受付し、受付開始日当日に希望が重なった場合のみ抽選とします。以降は先着順とします。なお、各期における利用は1サークル、個人までとし、予約した権利を他へ譲渡したり、複数のサークル、個人で期間を分割して使用することはできません。

### 【受付開始日の例示】

- ① 第1期 3月1日
- ② 第2期 6月1日
- ③ 第3期 9月1日
- ④ 第4期 12月1日

※ 休館日の場合は、翌営業日を受付開始日とします。

※ 受付は、貸室と同様に電話又は窓口で対応します。

予約が確定したサークル、個人は、6（2）で定める展示期間の自期日の2週間前までに別紙様式1を窓口へ提出してください。

提出がない場合は、利用予約がないものとしてキャンセルとします。

## 8 展示物の管理と撤収

(1) 利用者は、展示期間中の展示物について適切に管理します。

(2) 利用者は、展示期間が終了したときには、速やかに展示物を撤収しなければなりません。

## 9 利用の心得

- (1) 壁面ギャラリーは、未使用スペースの利活用であり、条例等で定める施設・設備等の貸出ではありません。指定管理者の自主事業として取り組むものですので、独自のルールに基づいて運用されるものであることをご理解ください。
- (2) 利用者は、通行者等その他の利用者の迷惑とならないよう配慮しなければなりません。
- (3) 壁面ギャラリーは、作品の展示専用のスペースとして設置したものを貸し出すものではありません。よって、採光や照明などについては、特別な配慮はできません。
- (4) 壁面ギャラリーは、壁面への掲示のみの対応であり、掲示箇所前やその付近に記載台やパンフレットスタンドなどを配置するための机等を設置することはできません。
- (5) 壁面ギャラリーの配置箇所によっては、総合福祉センターや研修室でのイベントや事業等に際して、壁面ギャラリーの付近を利用する場合には、作品の全部又は一部が観覧できない場面が生じることとなります。すべての展示期間においての観覧を保証するものではありません。
- (6) 指定管理者は、利用者の展示作品の一時保管や預かり、展示や撤収に際しての作業協力は、器具や備品の貸出などの対応を除きできません。  
また、事前に申請書にて把握している展示期間以外の展示内容についての説明もできません。
- (7) 指定管理者は、ホームページや各種広報への掲載などを通じ、壁面ギャラリーの取組に関する周知を行います。  
なお、利用者が壁面ギャラリーでの展示会について周知を行う場合には、必ず主催者の連絡先を明記してください。

## 10 違反に対する措置

利用者がこの規約に違反したときには、指定管理者は掲示物を撤去、処分することができます。

また、以降の利用について、制限することがあります。

## 11 利用者の賠償責任

利用者が、故意又は過失により壁面ギャラリーに既設の設備や貸出した器具等を損傷、紛失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

## 1 2 利用上の損害

指定管理者は、利用者が壁面ギャラリーを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、いっさいの責任を負いません。また、利用者がこの規約に違反したことにより発生した利用者の損害について、いっさいの責任を負いません。

## 1 3 その他

指定管理者は、利用者に事前通知することなく、この規約を変更することがあるとともに、壁面ギャラリーの管理上必要となる措置を講じることがあります。

日高市総合福祉センター壁面ギャラリー利用（変更）許可申請書

年 月 日

(あて先)

日高市社会福祉協議会長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
利用団体 団 体 名  
住 所  
代表者氏名  
電話番号

日高市総合福祉センター壁面ギャラリーの利用(変更)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用区分 指定団体 その他サークル・個人
- 2 利用期間 令和 年 月 日( )から令和 年 月 日( )まで
- 3 作品種類 絵画 書 写真 その他( )
- 4 借用物品 展示用ワイヤ・フック 本
- 5 その他  
搬入日： 令和 年 月 日( ) 時  
搬出日： 令和 年 月 日( ) 時

※ 日高市総合福祉センター壁面ギャラリーの利用に関する規約を熟知したうえで申請します。